資料２

島根県人権施策推進基本方針　第二次改定（原案）

～　「第２章　各論　Ⅱ 各人権課題に対する取組」　～

(1)女性 …… １

(2)子ども …… ４

(3)高齢者 …… ８

(4)障がいのある人 …… １１

(5)同和問題 …… １４

(6)外国人 …… １７

(7)患者及び感染者等 …… １９

(8)犯罪被害者とその家族 …… ２１

(9)刑を終えて出所した人等 …… ２３

(10)インターネットによる人権侵害 …… ２５

(11)性的少数者の人権 …… ２７

(12)様々な人権課題

① プライバシーの保護 …… ２９

② 「ひのえうま」などの迷信 …… ３０

③ アイヌの人々 …… ３１

④ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 …… ３２

⑤ ホームレスの人権 …… ３３

⑥ 人身取引（トラフィッキング） …… ３４

⑦ 日本に帰国した中国残留邦人とその家族 …… ３５

⑧ 災害時の配慮 …… ３６

平成３０年３月１９日

人権同和対策課

人 権 課 題	１　女　性

１．現状と課題

(1)1999(平成 11)年男女共同参画社会の形成に関する取組みを、総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法が制定された。
(2)県では、翌 2001(平成 13)年「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画である「島根県男女共同参画計画」策定、2002(平成 14)年「島根県男女共同参画推進条例」制定、さらに 2005(平成 17)年に「島根県 DV 対策基本計画」を制定するなど、総合的・計画的に男女共同参画社会の実現をめざすための環境づくりを進めている。
(3)県が、2014(平成 26)年に実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査(以下「実態調査」という。)」からは、〝子育ては母親〟〝家事、介護は女性が向いている〟などへの肯定意識が強く、また８割近くの人が社会全体で男性が優遇されていると感じているなど、固定的な性別役割分担意識や、男性優遇感が根強く残っていることがうかがえる。
(4)また、「直接 DV を経験した。又は自分の身のまわりに経験した人がいる」と回答した人が、25.9%に達し若者を中心としたデート DV も発生していること、依然としてセクハラなどの課題あることが改めて確認された。
(5)県内の女性の有業率は高い（平成 27 年「国勢調査」）ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は低く（平成 24 年「就業構造基本調査」）、また、2015(平成 27)年に県が企業を対象に実施した「職場における女性の活躍に関するアンケート調査」では、女性にとって働き続けやすい職場に必要な事項として、「育児のための休暇制度の充実」や「定時退社の推進」、「職場復帰支援の充実」などが上位を占めており、仕事と家庭生活を両立できる環境整備などが求められている。
(6)このような状況を踏まえ、「次世代育成支援対策推進法」(H17.4.1 施行/10 年の限時法)の有効期限が 2025 年(平成 37 年)3 月 31 日まで延長され、仕事と家庭の両立(ワークライフバランス)への支援をさらに充実することとされた。さらに、2015（平成 27）年には、働くことを希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が制定され、翌 2016 年(平成 28 年)には全面施行となった。
(7)2017(平成 29)年「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)」が改正され、事業主からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取り扱いのみならず、上司・同僚等からの同様の理由による嫌がらせ(いわゆるマタハラ・パタハラ)を防止する措置等を事業主に義務付けられた。
(8)女性の人権が尊重され、地域や職場で男性とともに個性や能力を十分に発揮し、生き生きと生活していくためには、仕事と家庭(子育て・介護等)の両立に対する支援を充実するとともに、女性活躍の推進に関する県民の理解を深めていく必要がある。
(9)また、DV については相談体制の充実をはかるとともに、市町村、関係機関、関係団体等と連携、協働しながら、配偶者からの暴力を根絶する必要がある。

２．施策の基本的方向性

2016(平成 28)年に策定した「第３次島根県男女共同参画計画」(平成 28 年度～平成 32 年度)の基本目標である「男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現」及び「個人の尊厳の確立」、同年第 3 次改定した「島根県 DV 対策基本計画」(2016～2021)の基本目標である「配偶者からの暴力を容認しない社会の実現」、「適切な相談の実施」、「被害者の緊急かつ安全な保護の実施」「被害者の自立支援」等を踏まえ、男女共同参画に関する正しい知識を定着させ、男女があらゆる分野で活躍できる環境を整備し、DV 等を根絶することにより、女性の人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる地域社会の実現に取り組む。

(1)男女平等を推進する教育・啓発

① 県立男女共同参画センター「あすてらす」を拠点に、全県において県民をはじめ、企業、団体等を対象に、男女共同参画の理解を深めるため研修会等を開催する。併せて、県の広報誌やホームページ、マスメディア等を通じて男女共同参画に関する情報提供を行い県民の意識啓発を促進する。

② 保育をはじめ幼児教育、学校教育においても、子どもへの男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員に対する研修の充実に努める。

(2)男女がともに働きやすい職場環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）

① 一生を通じて働き続ける環境づくりを支援するために、育児・介護休業制度の活用促進、子育て環境の整備、介護サービスの充実などに努める。

② 従業員が働きやすい職場づくりを促進するため、企業にアドバイザーを派遣しワーク・ライフ・バランスの推進について助言、情報提供を行うなど就業環境の整備の促進に努める。

③ 「育児・介護休業法」(妊娠、出産等による事業主、上司等からのハラスメントの防止)に基づく職場におけるハラスメント対策の推進に努める。

(3)あらゆる分野における女性の参画の推進

① 県の審議会等への女性の参画の推進など、政策・方針決定過程における女性の参画を一層推進していく。

② 地域活動への女性の参画の促進のため、しまね女性センターと連携して、しまね女性ファンドの活用促進や、人材育成などの支援に努める。

③ 企業等の方針決定過程における女性の参画が進むよう、「しまね働く女性きらめき応援会議」と連携し、経営者・管理職等の意識改革を進めるとともに、女性に向けたキャリア形成や人材育成への支援、働く女性のロールモデルの普及などに努めていく。

(4)DV 等女性に対する暴力防止の取組と支援

① DV は重大な人権侵害であるという認識を県民に定着させ、暴力根絶社会を目指し広報、啓発活動に取り組む。また、若年層のデート DV を防止するため、中高生等に対するデート DV 予防教育に努める。

② 被害者の緊急かつ安全な保護のために、一時保護委託先の確保、同伴児に対する心理的ケアの充実などに努める。

③ 被害者が自立し、安心して地域で生活できるよう、公共職業安定所等と連携した就労支援、県営住宅への優先入居、資金面での困窮を支援する自立支援貸付制度の運用など、被害者のニーズに応じたきめ細かな対応に努める。

④ 「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」等を通じ市町村、関係機関、団体等と連携を強化し迅速かつ適切な対応に努める。

(5)相談体制の充実

① DV を含む様々な女性の問題については、女性相談センターや児童相談所に配置した女性相談員など、相談員の資質の向上を図るとともに、出張相談、巡回相談や弁護士相談などの専門相談の推進に努める。

② 性犯罪被害については、2015(平成 27)年に設置した性犯罪被害者のワンストップ支援センター「たんぽぽ」、「ストーカー電話相談」、性犯罪被害相談電話全国共通番号“♯8103（ハートさん）などの相談窓口の県民への周知を図るとともに、関係機関等と連携し迅速かつ適切な対応に努める。

③ 市町村に対してワンストップサービスや DV 支援センターの設置など相談体制の充実を働きかけます。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1)男女平等を推進する教育・啓発

① 男女共同参画に関する講演会、研修の実施、男女共同参画サポーターの養成支援等を通じて県民の男女共同参画への理解を深めた。（H28 県政世論調査では、固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割は 71%。H21 同調査の 66.6%から上昇）

② 教育現場にあっては、人権研修を通じて教職員の男女共同参画への理解を深めるとともに、児童生徒にも様々な校内活動を通じて啓発を実施。

(2)男女共同参画社会の形成促進

① 県が設置する審議会等への女性の参画率を向上させるために、関係機関等への働きかけや女性人材の情報提供などを行った結果、2017(平成 29)4 月 1 日現在、審議会等への女性の参画率は 44.6%となり、すべての審議会等において 40%以上を達成した。

② 2017(平成 29)年 2 月「しまね働き方改革推進会議」の立ち上げ、出産後職場復帰奨励金の創設(H28)などワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んだ。

③ しまね女性ファンドによる女性グループへの支援などを通して、地域活動への女性の参画促進や、地域で活動する女性人材の育成に努めた。

④ 2016(平成 28)年 10 月、関係団体等と「しまね働く女性きらめき応援会議」を立ち上げ、官民一体となって職場における女性活躍の推進に取り組んだ。

(3) DV 等女性に対する暴力防止

① 県民の「DV は犯罪や人権侵害にあたる」との認識を高めるため、講演会、研修会、街頭キャンペーンなどの広報、啓発に努めた。また、中高生向けの DV 予防教育プログラムの開発・普及を実施した。

(4)DV 等暴力被害女性への支援

① DV 被害者の支援に関する関係機関連絡会を全県で開催するなど、関係者が情報交換を行い連携して支援、相談できる体制の推進に取り組んだ。

② 一時保護委託先の確保、一時保護所退所後の生活資金等の貸し付けやステップハウスの提供を実施した。

(5)相談体制の充実

① 被害者が相談しやすい環境づくりのため、相談機関の周知・体制の充実に取り組んだ。

② 全市町村が DV 防止計画を策定し被害者からの相談・支援に取り組んだ。

③ 2015(平成 27)年 3 月に女性相談センターに性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置し、性暴力被害に特化した相談・支援を実施した。

④ DV 被害者の支援に関する関係機関連絡会を全県で開催するなど、関係者が情報交換を行い連携して支援、相談できる体制の推進に取り組んだ。（再掲）

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

問８　女性の人権について、特にどのようなことが問題だと考えるか。

- 社会や地域に男女に平等でないしきたりや慣習が残っていること（42.1%）
- 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)があること（41.0%）
- 職場における採用、昇進、賃金等についての男女の差があること(38.1%)
- 企業や役所などの方針を決定する過程に女性が十分参画できていないこと(23.7%)
- 夫や恋人などからの暴力があること(16.7%)

上述の調査結果から、あらゆる世代での男女共同参画意識の普及・定着、女性の意思があらゆる場面で生かされるような社会づくりが必要。また、男女間の暴力の防止と被害者保護のための対策の充実・強化を図ることが必要である。

人 権 課 題	２　子ども

１．現状と課題

(1)国は、1947 年(昭和 22 年)に「児童福祉法」を制定し、児童の育成・保護という観点から様々な施策を展開。４年後には、「児童憲章」で「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んじられ、よい環境の中で育てられる」ことが宣言された。

(2)1989 年(平成元年)に国連で採択された「子どもの権利条約」では、子どもを権利の主体として、子どもの成長、発達を保障するため、親をはじめ社会全体が最善の努力をすることを明記。

(3)少子化や核家族化、都市化の進行など、社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑・多様化。いじめや体罰など、子どもの人権が侵害される事例が後を絶たず、不登校や家庭へのひきこもりなどの問題が深刻化。また、児童虐待問題も深刻化しており、幼い命が失われる痛ましい事件も発生。

(3)携帯電話の普及に伴い、子どもがインターネット上に氾濫する違法・有害情報に容易にアクセスできる状況となっており、出会い系サイトによる性被害や学校裏サイトによる人権被害など、子どもの心身をむしばむ社会現象もみられる。

(4)1999 年(平成 11 年)には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」が制定され、児童買春や児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた子どもの保護のための措置等を定めることにより、子どもの権利擁護を図られた。

(5)2000 年(平成 12 年)には、「児童虐待防止法」が制定され、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待を禁止するとともに、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援のための措置等を定めるなど、子どもの人権擁護の動きが本格的に始まった。その後、2016 年(平成 28 年)には、児童福祉法が改正され、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図ることとされた。

(6)2003 年(平成 15 年)には、有害サイトの利用に起因する犯罪から子どもたちを保護することを目的とした「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」が施行され、2008 年(平成 20 年)には、インターネット上の有害情報から子どもを守るため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立。

(7)2009 年(平成 21 年)には、子どもや若者の健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等、総合的な施策の推進を目的とする「子ども・若者育成支援推進法」が成立。

(8)2013 年(平成 25 年)には、いじめが原因である事件・事象が全国で発生しており、いじめは学校を含めた社会全体の課題であることから「いじめ防止対策推進法」が成立。県においても 2014 年(平成 26 年)に「島根県いじめ防止基本方針」を策定。

(9)2013 年(平成 25 年)には、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立。

２．施策の基本的方向性

2003 年(平成 15 年)に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、2005 年(平成 17 年)に「島根県次世代育成支援行動計画（しまねっ子すくすくプラン）」の前期計画を、2010 年(平成 22 年)に後期計画を策定し、10 年間の計画的・集中的な次世代育成対策の取り組みを進めてきた。これを引き継ぐ新たな指針として 2015 年(平成 27 年)に「しまねっ子すくすくプラン（「島根県次世代育成支援行動計画」「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」「島根県ひとり親家庭等自立支援計画」）」を策定した。

その基本理念の一つに「すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備」を掲げ、児童の権利に関する条約の趣旨を十分に踏まえ、子どもの基本的な権利を最大限に尊重し、子どもに

とって最善の利益が図られるよう施策を推進する。また、すべての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進める。

関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに、教育や意識啓発、相談・支援体制の充実など、「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を進める。

(1)「子どもの権利条約」などの理解促進

① 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、子ども自身が権利の主体者であるという観点から、教職員に対し、人を大切にした教育指導が行われるよう「子どもの権利条約」を周知徹底。

② 社会科、公民科、道徳、特別活動等の中で、子どもに対しても学習の場を設定。さらに、保護者に対し、この条約についての理解の促進。

(2) いじめの問題への取組

① いじめは、子どもの人権に関わる重要な問題である。「島根県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等のための対策を市町村、学校、家庭、地域、その他の関係者と連携し、総合的かつ効果的に推進。

② 「いじめ相談テレフォン」などの電話相談の実施、専門的・実践的研修の実施による教職員の資質向上に努め、学校における生徒指導体制や教育相談を整備。

(3)不登校への取組

① 不登校は、「学校での学ぶ権利」を奪うという、子どもにとっては基本的な権利保障に関わることであると同時に、将来の子どもの進路にも関わることである。不登校の子どもに対しては、指導・相談や学習支援・情報提供等の本人の進路形成に資するよう、公的機関のみならず、民間施設やＮＰＯ等と積極的に連携して対応。

(4)乳幼児や児童への虐待防止の取組

① 県内各市町村に設置している要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から自立支援にいたるまでの総合的な相談と支援を実施。

② 虐待防止に関する幅広い啓発・広報活動を進めるとともに、保護者に対する支援等の充実に取り組む。

③ 住民に、より身近な主任児童委員や市町村相談担当職員に対する研修を継続的に実施するとともに、児童相談所の専門性の向上を図ることにより、地域が一体となって、児童の虐待防止に取り組む環境づくりを推進。

(5)子どもの貧困対策への取組の推進

① 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう「島根県子どものセーフティネット推進計画」に基づき、困難やリスクに直面する子どもに気づき、その生活や学習を支え、希望の持てる未来へつないでいくために、支援体制を整備し、取組を推進。

(6)健全育成に向けての取組

① 図書やビデオ、インターネット等を通じた有害情報の拡大が問題となっており、子どもをこれらの有害環境から守ることは大人の責任である。「島根県青少年の健全な育成に関する条例」等に基づく環境浄化の取組をより一層強化。

② 青少年育成島根県民会議と密接な連携を図りながら、普及啓発及び民間活動支援等を行うことにより、行政や民間団体、家庭、地域が一体となった子どもの健全育成の取組を推進。

(7)相談体制の充実

① 学校にスクールカウンセラーや子どもと親の相談員（小学校）を配置するとともに、学校や関係機関の相談担当者を対象とした研修会を開催し、資質向上及び各相談機関の連携強化に努める。

② 児童相談所及び市町村児童家庭相談窓口においては、子どもに関する様々な相談に応じ、要保護児童対策地域協議会を中心とした相談支援体制の充実を図る。

③ 警察本部に設置の「ヤングテレホン」及び各警察署の「少年相談窓口」においては、子どもに関する各種相談に応じながら、子どもの健全育成活動や保護対策等への取組を推進。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1)「子どもの権利条約」などの理解促進

① 条約にも明確に盛り込まれている、人として当然もっている権利について、教師や保護者をはじめとする大人が子どもにきちんと伝えるとともに、子どもの権利を尊重した教育を、学校において実施。

② 「子どもの権利条約」啓発資料を作成・配布し、この資料を活用して道徳授業や特別活動の時間などにおいて人権教育を実施。

(2) いじめの問題への取組

① 島根県いじめ防止基本方針に基づき、生徒指導体制を充実強化し、悩みの相談（教育相談体制の充実）及び不登校対策の推進等について、市町村教育委員会等と連携して推進。

・教育指導課内に「子ども安全支援室」を設置（H25.4）

・「島根県いじめ防止基本方針」の策定（H26.4）

※ いじめの重大事態への対応についても明記

・「島根県生徒指導審議会」の設置（H26.3）

・「いじめ問題対策連絡協議会」の設置（H26.7）

② 「いじめ相談テレフォン」による電話相談を実施。また、インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害等から児童生徒を守るため、早期発見・対応の観点から BBS(電子掲示板)、ブログ、プロフ等の検索、監視を実施。

(3)不登校への取組

① 小学校における不登校等対応体制充実事業（県内 25 校）や子どもと親の相談員配置事業（県内 25 校）による校内の不登校対応チームづくりを行い、活動に取り組んだ。

ひきこもり等児童集団指導事業を実施し、ひきこもり等があり支援を要する児童について、宿泊活動を通じて、自主性や社会性の向上が図られた。また、この事業を通じて、支援につながりにくい家族・児童への支援のきっかけとなった。

(4)乳幼児や児童への虐待防止の取組

① 子どものいる家庭の悩み、問題等について、早期に適切な援助を行うための専用の電話相談室を設置し、相談事業を実施。

② 11 月の児童虐待防止推進月間に、松江駅前での広報・啓発活動を実施。保護者支援においては、児童福祉と母子保健の連携や精神科医療との連絡が重要であることから、島根県児童虐待対策推進連絡会や研修会等を通じて、連携強化に向けた検討やスキルアップを実施。

③ 市町村職員等を対象とした研修や地域における身近な児童相談支援窓口として法に定められる主任児童委員の専門性向上を図る研修を実施。

(5)子どもの貧困対策への取組の推進

① 平成 27 年 3 月に「島根県子どものセーフティネット推進計画」を策定し、計画の推進及び進捗管理のため、外部有識者及び庁内関係課長による「島根県子どものセーフティネット推進委員会」及び市町村との情報共有等のための「島根県子どものセーフティネット推進会議」を設置。平成 30 年 2 月には、「島根県子どものセーフティネット推進研修会」を開催し、子どもの貧困対策について、県関係課、市町村担当等による学びなおしを行った。

(6)健全育成に向けての取組

① 「島根県青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、図書類販売業者や深夜営業施設、携帯電話販売店等への立入調査の実施。

② 青少年の非行・被害防止全国強調月間や子ども・若者育成支援強調月間等にあわせ児童福祉週間セレモニーの開催、青少年健全育成条例の改正やフィルタリング普及啓発等など広報啓発活動を推進。

(7)相談体制の充実

① 学校にスクールカウンセラーや子どもと親の相談員（小学校）を配置。

② 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修及びスキルアップ研修などを実施。

③ 警察本部に相談電話（ヤングテレホン）を設置して電話相談に対応したほか、県内１２警察署に少年相談窓口を設置し、少年に関わる悩みごと、困りごと相談に応じた。また、電子メールによる相談（みこぴーヤングメール）対応も行った。

松江市・出雲市・浜田市・益田市の４市に事業委託した「子ども支援センター事業」において、問題を抱える子どもやその保護者などからの相談に応じるとともに、ボランティアである立ち直り支援員と連携してカウンセリング、就労支援、学習支援等を行うことによって子どもの立ち直り支援活動及び子どもの犯罪被害防止活動を行った。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

問９　子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）

- 仲間はずれやインターネットによる嫌がらせなど、いじめがあること（72.2%）
- 大人による体罰や虐待があること（48.3%）
- 児童買春、児童ポルノ、援助交際等があること（38.6%）
- 家庭や地域が子どもの教育に無関心になっていること（30.1%）
- 社会の中に体罰を容認する考え方があること（11.0%）

上述の調査結果から、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに、教育や意識啓発、相談・支援体制の充実などが必要。

人 権 課 題	３　高齢者

１．現状と課題

(1)本県は、全国に先駆けて高齢化と人口減少が進行。高齢者(65 歳以上)の割合は 2010(平成 22)年に 29.1%だったが、2015(平成 27)年には 32.5%に上昇。「日本の将来推計人口(平成 29 年 4 月推計)」等によれば、2030(平成 42)年には県人口は約 588 千人(平成 22 年 717 千人)、高齢化率は 37.0%まで上昇する見込み。

(2)2017(平成 29)年 9 月末の県内の要介護(要支援)認定者は約 47 千人で高齢者全体に占める割合は 20.8%。また、認知症高齢者は、国が 2012(平成 24)年に実施した推計方法を参考に推計すると、2015(平成 27)年に約 40 千人、2030(平成 42 年)には約 46 千人と見込まれる。

(3)国連は 1991(平成 3)年に「高齢者のための国連原則」として「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」を定め、これを各国の政策に反映していくために、1999(平成 11)年を「国際高齢者年」として定めるなど様々な取り組みを進めてきた。

(4)我が国においても、1995(平成 7)年には「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢者の様々な社会活動への参加の機会の確保や、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会の構築が必要であるとした。

(5) 2000(平成 12)年には介護保険制度が導入。措置から契約への変更、選択と権利の保障、保健・医療・福祉サービスの一体的提供など、高齢者介護の在り方は大きく変容した。

(6) さらに、2006 年(平成 18 年)には「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)が施行。虐待の未然防止・早期発見、早期対応、関係機関の連携による継続的支援とともに、権利意識の啓発、介護知識の周知、在宅養護者の支援などが国・地方公共団体の責務とされた。

(7)本県でも、2000 年(平成 12 年)に高齢者福祉の総合的な計画として「島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」を策定し、３年ごとに評価分析を行い、2015(平成 27)年には第 6 期の計画を策定するなど、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、尊厳を持って自立した日常生活を営むことができるよう取り組んでいる。

(8)近年、高齢者に対する就職差別、介護施設等における身体的・心理的虐待、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）等といった高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっている。

(9)高齢者の人間としての尊厳の確保やプライバシーの保護など高齢者の人権を守るための施策を充実することが求められている。

２．施策の基本的方向性

「島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」等を踏まえ、高齢者の知識や経験を生かした社会参加の推進、就職機会の確保のための環境づくり、たとえ介護を必要とする状態となったとしても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組み(以下「地域包括ケアシステム」という。)の推進、高齢者虐待の防止など、高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の構築に取り組む。

(1)福祉教育、意識啓発の推進

① 児童生徒の福祉の心を育成し、高齢者等への理解を深め、共に生きようとする心や思いやりの心を育てる教育を推進する。

② 老人の日、老人週間を中心に、高齢者が年齢にとらわれることなく生涯現役で、生きがいを持って生活できる長寿社会について、県民の理解が深まるよう意識啓発に努める。

(2)就労対策の推進

① 高齢者が持つ豊富な経験や技術、知識が職場や地域活動に活かされ、自らの生活の安定と生き

がい、あるいは地域社会において一定の役割が果たせるよう関係機関と連携し、事業主に就労の機会の提供を働きかけるとともに、県民へのシルバー人材センター事業の周知等に取り組む。

(3) 高齢者の尊厳を支えるケアの推進（地域包括ケアの推進）

① 市町村における地域包括ケアシステムの構築を推進するために、高齢化の現状や地域包括ケアの必要性等について県民に対する啓発に取り組む。

② 市町村が地域包括ケアシステムについて、地域の実情に応じた住民への説明や施策の企画立案が行えるよう、優良事例の紹介、地域分析に資するデータ提供などの支援に取り組む。

③ 島根県地域包括支援センター連絡会と連携して、各市町村に設置されている地域包括支援センターの職員の資質向上のための研修を実施するなど、地域包括支援センターの機能強化に取り組む。

(4) 新たな共助の仕組みづくりの推進（社会参加の推進）

① 高齢者が年齢にとらわれることなく、自立し現役として活躍できる社会を実現するために、老人クラブ活動の支援、シルバー人材センター事業の支援など、高齢者の社会参加活動を推進。

② 地域活動の担い手となる人材の育成を図るためシマネスクくにびき学園の運営を支援。

③ 高齢化が進む本県では、元気な高齢者が地域活動の担い手として期待されており、社会福祉協議会等との連携のもと、高齢者を含めた地域住民が主体となる支え合い活動を推進する。

(5) 権利擁護の推進

① 認知症高齢者など、判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるよう日常生活支援事業の利用促進に取り組む。

② 虐待防止や早期発見・早期対応のための関係機関のネットワークの構築など、高齢者虐待の未然防止・早期対応体制の充実、成年後見制度の利用促進に取り組む。

③ 高齢者を狙う悪質商法に関する高齢者等への情報提供など関係機関と連携し、高齢者の消費者被害の防止に取り組む。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1) 福祉教育、意識啓発の推進

① 学校教育においては、地域住民(高齢者等)との交流活動が実施されてきた。

② 「生涯現役証」交付事業により、高齢者の生きがいと健康づくりの意識の醸成を図った。

(2) 就労対策の推進

① 関係機関と連携し、就業機会の確保のための活動を行った。

② 2015 年(平成 27 年)10 月には「ミドル・シニア仕事センター(中高年齢者就職相談窓口)」を開設し、就労支援等を行った。

(3) 高齢者の尊厳を支えるケアの推進

① 介護に携わる職員等を対象に、認知症高齢者介護に関する専門的な知識及び技術を習得するための研修を実施した。

② 高齢者虐待防止法の趣旨を理解し、利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法と高齢者の権利擁護のための課題解決の考え方を修得するため、介護事業者の権利擁護推進員の養成研修を実施した。

③ 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターについて、住民に周知するとともに担当職員の研修を実施し、相談のスキルアップを図った。

(4) 新たな共助の仕組みづくりの推進（社会参加の推進）

① 市町村老人クラブ連合会等が実施する高齢者の生きがいと健康づくり、地域支え合い活動について、支援した。

(5) 権利擁護の推進

① すべての市町村社会福祉協議会において整備された「日常生活自立支援事業」を行える体制を継続し、支援サービスを実施した。

② 「成年後見制度」における成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社会福祉協議会が受け皿になることができた。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

問１０　高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと考えるか。

・高齢者を狙った振り込め詐欺、悪質商法などが行われていること（74.1%）
・施設や病院における介護などで、虐待されたり、プライバシーが尊重されないこと（41.1%）
・道路や公共の施設などが、高齢者が利用しやすいようにつくられていないこと(31.4%)
・家庭で嫌がらせをされたり、介護を放棄されるなどの虐待を受けること(26.9%)
・自分の年金が自由に使えなかったり、財産が勝手に処分されたりすること(18.9%)

調査結果から、判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるよう消費者被害の防止、高齢者虐待の未然防止、早期発見など高齢者の権利擁護の一層の強化が必要。

人 権 課 題	４　障がいのある人

１．現状と課題

(1)国連は、2006 年(平成 18 年)に障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の促進を尊重することを目的として、障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を採択。

(2)国は、2007 年(平成 19 年)に「障害者権利条約」に署名し、2014 年(平成 26 年)に批准。

2011 年(平成 23 年)「障害者基本法」を改正し、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」こと、障がい者の定義を「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」にある人とし、更には「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定。

2011 年(平成 23 年)に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）、2012 年(平成 24 年)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が成立、2013 年(平成 25 年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）を改正し、障がい者制度を充実。

2013 年(平成 25 年)には、それらの障がい者制度の充実を踏まえ「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」を基本原則とした計画期間を 2013 年(平成 25 年)から 2017 年(平成 29 年)までの５年間とする「第３次障害者基本計画」を策定。

(3)2017 年(平成 29 年)に内閣府が行った「障害者に関する世論調査」において、約８割の人が「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」を知らないと回答。また、８割以上の人が「障害を理由とする差別や偏見がある」と回答。

(4)障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現のためには、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会における様々な障壁を取り除くことが重要であることから、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組や、障がいに対する正しい理解を深めるため普及、啓発活動を引き続き進めていくことが必要。

２．施策の基本的方向性

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念として 2018 年(平成 30 年)に策定した「島根県障がい者基本計画（2018～2023）年」に基づき、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、障がい者施策を推進する。

(1)障がいを理由とする差別の解消の推進

① 障害者差別解消法の趣旨・目的等について、幅広く県民や事業者の理解を深めるため、関係機関や各種団体と連携しながら、各種の広報・啓発活動を実施する。

② 障がい者に対する差別を防止し、その被害からの救済を図るため、差別的事案へ適切に対応するための相談体制の充実に取り組むとともに、その利用の促進を図る。

(2)障がいに対する理解の促進

① 広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、社会的障壁を取り除くために県民一人ひとりが障がいや障がい者について理解を深めることができるよう啓発活動を推進する。

② 「あいサポート運動」を推進し、県民一人ひとりが障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることにより、具体的な行動につながるよう取り組む。

(3) 特別支援教育の推進

① 障がいのある児童生徒の自立と主体的な社会参加の実現に向け、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を図る。

(4)障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進

① 小学校・中学校・高等学校において、障がいのある子どもたちとの交流及び共同学習を進めるとともに、ボランティア活動など福祉教育を実施し、障がいのある人等に対する理解を深める。

② 各学校においては、教職員自身が福祉教育に関心や理解を持ち、子どもたちを指導するとともに、自らも福祉活動に参加し、体験するための福祉教育推進体制を整備するほか、教職員の福祉教育に関する研修プログラムの企画・実施などに努める。

(5)地域生活の充実

① 障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるように障害福祉サービス提供体制の整備を図る。

(6)就労支援の取組

① 障がいのある人の就労の促進を図るため、就労移行支援事業所や障がい者就業・生活支援センターを中心に、就労支援のための取組を着実に行うとともに、労働、福祉、教育等の関係団体が連携し、各分野が一体となった取組を推進する。

② 障がいのある人の雇用を促進して職業の安定を図るため、「障害者雇用促進法」において、障害者雇用率制度が設けられ、事業主に一定数以上の身体障がい者、知的障がい者又は、精神障がい者を雇用することが義務付けられており、関係機関と連携して事業主や県民の理解と協力を推進するとともに、障がい者委託訓練など障がいのある人の就業促進に向けた多様な職業訓練を実施する。

(7)ひとにやさしいまちづくりの総合的な推進

① ひとにやさしいまちづくり条例の趣旨・目的等について普及・啓発を図るとともに、障がい者等の多様なニーズに対応できるよう、障がい者の意見やユニバーサルデザインの概念を反映した「ひとにやさしいまちづくり」を、関係機関や各種団体と連携して推進する。

(8)権利擁護のための施策の充実

① 「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止、早期発見及びその後の支援に向けた取組を強化する。

② 知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるよう福祉サービス利用の手続きや通帳の預かり、代金の支払いなどを代行する「日常生活自立支援事業」を実施している。各市町村に支援を行う生活支援員を置くとともに、市町村社会福祉協議会に支援の調整等を担当する専門員を配置し、さらに、県社会福祉協議会のバックアップにより、この取組を推進する。

③ 財産等に関する法律行為が代行できるよう、家庭裁判所の審判による成年後見制度の利用も重要であり、地域福祉を担う市町村社会福祉協議会が、本人の生活・医療・健康に関する手続の代行などの身上監護も含めた観点で、法人として後見にあたる取組を強化する。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1)障がいを理由とする差別の解消の推進

① 障がい福祉課に職員の行為に関する相談員１名を配置。また、法務局、労働局などを構成機関とする「島根県障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、相談事例等の共有を図る仕組みを構築。

(2)障がいに対する理解の促進

① 「障害者週間」における全県的な街頭キャンペーン、「人権ユニバーサル事業」や「しまね人権フェスティバル」などのイベント等により啓発活動を実施し、県民の障がい者に対する理解と認識を深めることができた。

② 「あいサポーター研修の実施や「あいサポート企業・団体」の認定などにより、あいサポーター数が増加。

(3)特別支援教育の推進

① 特別支援学校のもつ特別支援教育の専門性を活かし、地域のセンター的機能として小中学校等の要請により助言・研修を実施することで、地域への相談・支援体制の確立に寄与した。

　また、特別支援教育に精通した小中学校等の教員を支援専任教員として教育事務所に配置し、小中学校現場からの学習指導や学級経営等に関する相談に迅速に指導・助言することで校内の支援体制整備を図った。

(4)障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進

① 各学校においては、交流学習や共同学習を実態に応じて行っている。また、総合的な学習の時間等の中で障がいのある人等への理解を図っている。

② 障がいのある人の理解を深めるため、教職員を対象とした研修を実施。

(5)就労支援の取組

① 障がいのある人の就労の促進を図るため、就労移行支援事業所や障がい者就業・生活支援センターを中心に、就労支援のための取り組みを進めた。

② 障害者雇用支援月間（９月）における広報啓発の実施、セミナーの開催及び啓発パンフレットを作成。障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用ニーズに対応した職業訓練を高等技術校での施設内訓練や企業等への委託訓練により就職の促進を図った。

(6)権利擁護のための施策の充実

① 障がい者虐待対応の窓口等として「島根県障がい者権利擁護センター」を設置し、障がい者虐待防止及び養護者に対する支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所等の設置者、管理者、従事者、相談支援専門員等を対象に、障がい者虐待防止に関する研修を実施した。

② 知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるよう福祉サービス利用の手続きや通帳の預かり、代金の支払いなどを代行する「日常生活自立支援事業」を実施し、身近な地域での相談・支援体制の構築を図った。

③ 地域福祉を担う市町村社会福祉協議会が、本人の生活・医療・健康に関する手続の代行などの身上監護も含めた観点で、法人として後見を受任するために必要な技術的助言等を行った。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

問１１　障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。
（○ はいくつでも）

- 障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと（59.4%）
- 障がいのある人が働ける場所が少ないこと（44.8%）
- 道路や公共の施設のバリアフリー化が十分でなく、外出しづらいこと（33.6%）
- 障がいを理由とする差別的取扱いがあること（32.3%）
- 障がいのある人に対する合理的配慮が不十分であること（30.1%）
- 障がいのある人を虐待する、避ける、あるいは傷つける言葉を使うこと（27.8%）
- 身近な地域での福祉サービスが十分でないこと（16.6%）
- 学校の受入体制が十分でないこと（15.6%）
- 障がいのある人が身近な地域で住宅を確保しにくいこと（11.7%）

上述の調査結果から、障がいや障がいのある人への理解や認識を深めていくことが重要であると考えられることから、県民に対する教育・啓発の推進が必要。また、雇用の促進や日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上が必要。

人 権 課 題	５　同和問題

１．現状と課題

(1)　1965 年(昭和 40 年)の「同和対策審議会答申」は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」と位置付け、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識を示した。そして、「何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べている。

(2) この答申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、1969 年(昭和 44 年)に「同和対策事業特別措置法」が施行。以来、33 年間に 3 度にわたり制定された「特別措置法」に基づき、国、地方公共団体が一体となって、生活環境の改善、教育の充実、人権擁護活動の強化などの施策を実施し、2002 年(平成 14 年)3 月末の終了後も、残された課題については、一般対策により対応してきた。

(3)　島根県においても、これまで同和問題の解決を県政の重要課題として位置付け、差別意識を解消するための教育・啓発活動の推進をはじめ、同和地区における教育の充実、生活環境の改善などの対策を積極的に推進してきた。

(4) 1994 年(平成 6 年)には、「島根県同和対策推進計画」を策定し、心理的差別の解消、人権意識の高揚に努めるとともに、同和地区における経済力の向上、住民の生活の安定などを図り、差別のない明るい社会の実現に努めてきた。こうした取組と地区住民の自主的な努力により、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど着実に成果を上げ、様々な面で存在していた較差は大きく改善され、また県民の同和問題に対する理解と認識も深まりつつある。

(5) しかしながら、依然として人々の心の中には、偏見や差別意識が根深く存在し、それが社会生活の様々な場面で表出しており、心理的差別の解消に向けては、今なお多くの課題が残されている。

(6)　県が 2016 年(平成 28 年)9 月に実施した「人権問題県民意識調査」においても、未だに結婚問題について差別意識が社会の中に根深く存在していることが認められる。また同和問題の解決に向けて努力すべきだとする人の割合が減少し、成り行きに任せるという人の割合が増加しており、この問題に関する関心も薄れつつあると思われる。また、教育や就労、産業面においても課題が残るとともに、採用選考時における身元調査とも考えられる問題事象や、同和問題を口実に不法、不当な行為や要求を行ういわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も引き続き発生。

　さらに、全国的にはインターネットを悪用した差別事象の深刻化や、身元調査や土地の問い合わせなど、今なお差別事象は後を絶たない状況にある。

２．施策の基本的方向性

「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図るとともに、引き続き民間団体等と連携を図り、より一層効果的な教育及び啓発を積極的に推進するなど、地域の実情に応じた部落差別の解消（同和問題の解決）に関する施策を実施する。また同和問題に関する正しい知識を得ることができ、その解決に向けた自主的な取り組みを促すことができるような研修に取り組む。

また今後も必要な事業については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう、一般対策を有効かつ適切に活用し推進する。

(1)　差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

① 学校教育においては、「人権教育指導資料第 2 集」に基づき、一人一人の学びを保障し、将来を切り拓いていく力を育む教育活動の充実に引き続き努める。また教職員に対しては同和問題の正しい認識を深めるとともに、同和教育の成果である「進路保障」の理念に基づいた取組の手法をすべての教育活動の場面において生かすことができるよう引き続き取り組む。

② 社会教育においては、同和問題についての正しい理解を深め、自らの課題として差別意識の解消に主体的に取り組むことが出来るように、学習内容や方法等の創意工夫に引き続き努めるとともに、地域の実態と課題を的確に把握し、行政、学校、団体、企業、住民等が一体となった

地域ぐるみの人権・同和教育をより一層効果的に推進する。

③ 啓発においては「差別をなくす強調月間（7 月 12 日～8 月 11 日）」を中心に、マスメディアを活用した差別意識の解消に向けた各種啓発広報を行うとともに、県内各地において啓発イベントの開催、各種啓発資料の作成など、全県的かつ集中的な啓発活動を引き続き実施。

④ これらの実施に当たっては内容や手法に一層の創意工夫を加え、またフィールドワークなどの参加体験型の研修形態を積極的に行うなど、自らの課題として捉えることができるようなものとなるよう引き続き取り組む。

(2) 就労問題への取組

① 就職の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための重要課題の一つ。就職に関する差別をなくすため、島根労働局など関係機関と連携し、企業や団体等に対して、公正な採用選考を阻害する身元調査、面接時における本籍や家族の職業等についての不適切な質問及び書類要請など就職差別につながる行為をしないよう引き続き啓発に努める。

② 県や民間の教育訓練機関での職業訓練や、若年者から中高年齢者に対する就労支援に引き続き取り組む。

(3) 就学援助への取組

① 「人権教育指導資料第 2 集」に基づき、児童生徒が、高等学校や大学等への進学や就労などの選択において希望する進路に進めるようにするため、一人ひとりの実態を把握し、児童生徒の学習意欲を高め、自らの進路をたくましく切り拓いていこうとする態度を育む教育活動を推進する。

② 就学援助のための迅速な情報提供に努め、奨学資金をはじめ各種制度の周知と活用の促進を図る。

(4) 生活環境への取組

① 地域の実情や事業の必要性を的確に把握し、すべての人が住み慣れた地域で、また、安全な生活環境で安心して暮らすことができる人権が尊重されるまちづくりに対して支援を実施。

(5) 産業振興への取組

① 産業振興を図り、地域住民の経済的水準の向上につなげていくことは、同和問題の根本的解決を図るための課題の一つであり、今後も地域の実情に応じた必要な支援を、市町村や関係機関と連携し実施。

(6) 隣保館活動への支援及び相談機能の充実

① 今後も、隣保館が福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民のニーズを的確に把握の上、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、交流促進事業など、その他広範な事業を総合的に推進できるよう支援します。特に「生活困窮者自立支援法」や「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実のための職員研修や関係機関とのより一層の連携に引き続き取り組む。

② 隣保館が設置されていない地域においては、社会教育施設である公民館などを活用した広域隣保活動事業などにより、生活上の各種相談事業等を通じて地域住民の生活課題等を的確に把握し、適切に各種事業が推進できるよう引き続き支援。

(7) えせ同和行為の排除

① えせ同和行為は、「同和問題はこわい問題であり、避けた方がよい」という人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実にして、企業・官公署などに不当な要求を行うことをいう。このような行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、これまで積み重ねてきた同和問題についての教育・啓発効果を一挙に覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々や同和関係者に対するイメージを著しく損ねるものであり同和問題解決の大きな阻害要因となっている。

② えせ同和行為に対処するには、何よりも誰もが同和問題を正しく理解することが重要。このため県民への啓発に努めるとともに、こうした行為の排除に当たっては、松江地方法務局や警察など関係機関と緊密な連携を保ち、より一層その取組の強化を図る。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1) 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

① 2015 年(平成 27 年)3 月に、学校教育と社会教育の両面から様々な教育・啓発に取り組んだ成果として、「人権教育指導資料第 2 集しまねがめざす人権教育（学校教育編）」を発行し、同和教育が大切に培ってきた「進路保障」を人権教育の柱に据え、すべての子どもたちの実態や背景に細やかに目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち生きる力を育む教育活動を推進。

② 2016 年(平成 28 年)12 月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」について、チラシ・ポスター・ＨＰ・広報誌・「しまね人権フェスティバル」等のイベントでの周知や、外部講師・啓発指導講師による研修を実施

(2)その他

① 全国各地で発生した戸籍の不正取得を未然に防止するための「「戸籍謄本等交付事務に係る本人通知制度」が県内では 8 市町で導入済み。(2017 年（平成 28 年）年度末現在)

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

問１３　同和問題について、特にどのようなことが問題だと考えるか。

・結婚のとき、家族や親せきなどが反対すること（61.4%）
・身元調査をすること（33.1%）
・家（住宅）を買ったり借りたりするときに同和地区を避けること(25.1%)
・差別的な言動をすること(23.6%)
・就職のときに、差別があること(20.3%)
・インターネットに差別的な情報を掲載すること(13.9%)

上述の調査結果から、県民や事業者に対する同和問題に関する啓発・研修に引き続き取り組むことが必要。また、身元調査の防止対策として「戸籍謄本等交付事務に係る本人通知制度」を導入していない１１市町村への導入検討を促すことや、インターネット対策として、モニタリングによる早期発見・削除要請などに取り組むことが必要。

人 権 課 題	６　外国人

１．現状と課題

(1)1989(平成元)年に「国際交流」と「国際協力」を推進するために韓国慶尚北道と姉妹提携して以降、ロシア沿海地方、中国寧夏回族自治区、吉林省とも友好提携等を行い、学術、文化、経済、農業、環境などの分野で交流は協力へと拡大。学校や市民団体等によるいわゆる草の根交流が増加。
(2)県内の外国人住民は近年一時的な減少が見られたが、ここ数年増加傾向。2017(平成 29)年末の外国人住民数は 7,689 人で県人口の１％、市町村によっては 3%を超える。
(3)2011(平成 23)年に外国人住民を対象として実施した「島根県在住外国人実態調査」では、
・職場での待遇、上司や同僚の態度や言葉による人権侵害
・日本語を理解できないことで情報や知識が不足し、行政サービスを含む様々なサービスを受けることができない
・防災や災害に対する不安、子どもの学校生活、進学に対する不安
などが引き続きの課題。
(4)外国人住民の増加、多国籍化、在留期間の長期化等に伴い、相談内容が複雑、深刻化。関係機関との連携による相談体制の一層の充実が必要。
(5)特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動（ヘイトスピーチ）が社会的な問題となり、2015(平成 28)年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」）が施行。
(6)外国人住民が増加している中、言語、文化、生活慣習の違いからくる誤解や偏見などを解消し、全ての県民の人権が尊重され、相互の理解と協力のもと、地域社会の構成員として共に生きていく環境づくりが必要。

２．施策の基本的方向性

外国人住民と日本人住民が、それぞれの文化や価値観を認め合い、同じ地域に暮らす住民として、共に生きていく社会「多文化共生社会」を構築する。

(1)外国人住民への理解啓発の推進
① 学校や家庭、職場、地域などにおいて、外国人住民に対する正しい理解を育み、偏見や差別の解消のための啓発に取り組む。
② ヘイトスピーチの根絶に向けて県民の意識啓発に取り組む。
(2)外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進
① 保健、医療、福祉などの行政情報の多言語化や外国人住民にも理解しやすい「やさしい日本語」の普及に取り組む。
② 日本語教室の運営支援、しまね国際センターとの連携によるコミュニティ通訳ボランティアや災害時サポーターの養成などを推進。
③ 地域交流イベントなどを通じて外国人住民の地域参加を促進。
(3)外国人のための労働環境の整備
① 外国人労働者がその能力を有効に発揮しながら就労できるよう、国をはじめとした関係機関と連携し、各企業における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労のための啓発に努める。
(4)外国人のための相談体制の充実
① 多様化、複雑化する相談内容に対応するためボランティア、関係機関等と連携し相談体制を充実。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1)外国人住民への理解啓発の推進

① 教職員を対象とした研修等を通して、外国人住民が直面する課題に対する理解を深め指導力の向上を図った。日本語指導が必要な児童が急増している自治体に日本語指導教員等の配置を実施。

② 「しまね人権フェスティバル」等のイベント、出前講座等により啓発活動を実施。

(2)多文化共生社会づくりの促進（外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進）

① 日本語教室開設状況、アクセス等を多言語で表記したマップを作成し配布（H28 は 21 教室に 331 人参加）。

② コミュニティ通訳ボランティア、災害時サポーターの養成ための研修等を実施（H28 登録者 56 人/内 外国人 13 人）。

(3)外国人のための労働環境の整備

① 適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止等に関するリーフレットを市町村等に配布。

(4)外国人のための相談体制の充実

① 相談員をしまね国際センターに配置し、多言語（英語・中国語・タガログ語・ポルトガル語）による相談に対応。

② 外国人地域サポーターを外国人住民が２百人以上の７市に配置（H27 以降）。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

問１９　外国人に関する人権について特にどのようなことが問題だと考えるか。

- 日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習が分からず日常に支障をきたすこと（46.9%）
- 日本人の異文化理解が十分ではなく外国人に対する偏見を生みやすいこと（33%）
- 日本語学習や日本の生活習慣を学習する機会が少ないこと(28.4%)
- 在住外国人の子どもが学校教育において不利な扱いを受けること(18%)
- 就職や職場で不利な扱いを受けること(16.2%)

問２６　ヘイトスピーチがなくらならないのは、何が問題と思いますか。

- 人権教育や啓発が不十分だから(31.4%)
- 処罰する法律がないから(29.2%)
- インターネット上での掲載を禁止されないから(20.1%)
- デモ行為を認めないなどの警察の取り締まりが不十分だから(15.1%)

上述の調査結果から、日本語教室の運営支援、行政情報の多言語化、「やさしい日本語」の普及など生活全般にわたる支援強化が必要。また、外国人住民に対する理解の不足が偏見の要因の一つと考えられることから、外国人住民への理解啓発の推進が必要。併せて、ヘイトスピーチに関する県民の意識啓発も必要。

人 権 課 題	7　患者及び感染者等

１．現状と課題

(1)国策定の「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画では、ハンセン病、ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウィルス）感染者、エイズ患者に対する偏見や差別を重要課題と位置付け。
(2)ハンセン病については、1996(平成 8)年患者の療養所への強制隔離を定めた「らい予防法」が廃止。2008(平成 20)年ハンセン病への偏見や差別の解消、療養所の入所者や退所者の支援等を目的とした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定等により、社会のハンセン病に対する理解が進展。
(4)しかし、偏見や差別は依然存在。多くの療養所の入所者やその退所者は、根深い偏見や差別によりいまだに故郷に帰ることもできない状況。
(5)県では島根県藤楓協会の活動(ハンセン病療養所入所者の里帰り、訪問・交流など)の支援、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努めた。一方、入所者の高齢化等に伴い社会のハンセン病に対する問題意識の希薄化を懸念。
(6)ＨＩＶについても、中高生を対象とした出前講座、世界エイズデー(12 月 1 日)に併せた街頭キャンペーンの実施等により正しい知識の普及啓発に努めた。
(7)しかし、いまだ感染者等に対する偏見や差別が存在。ウィルス性肝炎などのその他の感染症についても同様の問題が存在。
(8)さらに、膠原病などの難病患者も、病気に対する理解の乏しさなどにより、心ない言葉をかけられたり、就労の困難さ、療養環境の厳しさなど、社会生活の難しさが存在。2014(平成 26)年に制定された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、国及び地方公共団体に難病に関する正しい知識の普及と難病患者の社会参加の機会の確保、地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生する施策を講ずることを求めている。この法律の施行に伴い、56 疾患から 330 疾患に拡大。
(9)今後も継続して、関係機関、団体等と連携し、患者及び感染者等に対する正しい知識の普及啓発、相談、支援体制の充実など人権が尊重される地域社会の実現に努めることが必要。

２．施策の基本的方向性

感染症の正しい知識の普及啓発を促進するとともに、相談、支援体制の充実を図り、患者及び感染者等の人権が尊重し、不当な偏見や差別を受けることなく安心して暮らせる地域社会づくりに努める。

(1)ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進
① 島根県藤楓協会の活動を支援し、ハンセン病療養所入所者の里帰りや訪問事業を通じ、ハンセン病回復者の方々との交流を促進。
② あらゆる機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及と県民の理解の促進に努める。

(2)ＨＩＶ感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進
① あらゆる機会を通じて、エイズに対する正しい知識の普及と県民の理解の促進に努める。特に、青少年に対する普及啓発を重視し中学校、高等学校での教育、普及啓発に努める。

(3)感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進
① あらゆる機会を通じて、感染症に関する正しい知識の普及と県民の理解の促進に努める。

(4)難病患者等への支援
① 難病患者の多様なニーズに対応するために、患者及び家族に対する専門医療相談や就労相談、訪問相談などを実施。患者家族の会のネットワークづくりなどを支援。
② 「難病フォーラム」のを開催など、難病患者に対する県民の理解を深めるとともに、患者家族を支える組織の育成やボランティアとの連携づくりを支援。

(5)インフォームド・コンセントの普及
① 患者が同意の上で適切な医療を受けることができるようインフォームド・コンセントの普及啓発に努める。

② インフォームド・コンセントに関する苦情を島根県医療安全支援センター事業として医療対策課及び各保健所に設置している「医療安全相談窓口」(島根県医療安全支援センター事業)において対応し、必要に応じて患者又は医療機関へ助言を行う。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1)ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進
① 島根県藤楓協会の活動を支援し、ハンセン病療養所入所者の里帰りや訪問事業を実施。
② 啓発資料の作成、小学生への副読本の配布などあらゆる機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及と県民の理解の促進に努めた。
(2)ＨＩＶ感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進
① 中高生を対象とした出前講座、世界エイズデー(12 月 1 日)における街頭キャンペーンなどあらゆる機会を通じて、エイズに対する正しい知識の普及と県民の理解の促進に努めた。
② HIV 検査週間(6 月 1 日～7 日)にあわせた相談の実施
(3)感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進
① 肝臓週間(7 月 27 日～8 月 2 日)、結核予防週間(9 月 24 日～30 日)などあらゆる機会を通じて、感染症に関する正しい知識の普及と県民の理解の促進に努めた。
(4)難病患者等への支援
① 患者及び家族に対する専門医療相談や就労相談、訪問相談などを実施。患者家族の会のネットワークづくりなどを支援。
② 「難病フォーラム」の開催(地域住民、関係者と協働で企画運営)などを通じ、難病患者に対する県民の理解を深めた。患者家族を支える組織の育成、ボランティアとの連携づくりを支援。
(5)インフォームド・コンセントの普及
① インフォームド・コンセントの普及啓発に努めた。
② インフォームド・コンセントに関する苦情を「医療安全相談窓口」(H28 相談件数 428 件。インフォームドコンセントの割合が高い)で対応。必要に応じて患者又は医療機関へ助言を実施。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

問２０　HIV 感染者及び肝炎ウィルス感染者等の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか。

・周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと(68.2%)
・本人、家族が世間から偏見の目で見られること(38.7%)
・治療に対する社会的支援が不十分なこと(26.1%)
・病気や治療に対する相談体制が十分でないこと(22.1%)

問２１　ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

・学校や地域におけるハンセン病問題についての教育・啓発活動が不十分であること(55.7%)
・ハンセン病回復者に対する偏見、差別が残っていること(41.7%)
・ハンセン病回復者の社会復帰に対する行政などの支援が不十分であること(24.4%)

上述の調査結果から、偏見や差別の解消のためには、感染症の正しい知識の普及啓発の促進が必要。また、相談体制、医療や日常生活に関する支援体制の充実が必要。

人 権 課 題	８　犯罪被害者とその家族

１．現状と課題

(1)犯罪被害者とその家族(以下「犯罪被害者等」)は事件の直接的な被害だけではなく、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や報道機関の取材等による精神的被害等の二次的被害で苦悩。
(2)2004(平成 16)年「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等支援に対する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項等が定められた。
(3)翌年、国は基本法の理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画」を策定。犯罪被害者等が直面する、生命、身体、財産上の直接的な被害、医療費の負担、失職や転職を余儀なくされることによる経済的困窮、「ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）」などの精神的被害を支援するための具体的施策の推進を明記。
(4)その後、2011(平成 23)年「第２次犯罪被害者等基本計画」、2016(平成 28)年「第３次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られた。
(5)県においても、このような動向を踏まえ、2006(平成 18)年に施行した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」において、犯罪被害者等支援の推進を図ることとし様々な支援を実施。
(6)2014(平成 26)年公安委員会が一般社団法人 島根被害者サポートセンターを県内初の「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、2016(平成 28)年４月に公益社団法人となった。県と警察では、同センターへの財政的支援、連携強化により被害者等支援体制の整備等の各施策に取り組んでいる。
(7)2015(平成 27)年には、島根県女性相談センター内に性犯罪被害者のワンストップ支援センター「たんぽぽ」を創設し、潜在化しやすい性犯罪被害者を支援。
(8)しかし、犯罪被害者等の置かれた立場に対する理解が広く県民の中に浸透し、支援に対する十分な協力が得られているとはいえない状況。犯罪被害者等がその受けた被害から一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活ができるように、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが必要。

２．施策の基本的方向性

「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」（H28 年３月第４期改定）に基づき関係機関、団体等と連携し、経済的、精神的、さらに、医療、住宅、雇用など生活全般にわたる支援を被害直後から中長期にかけて、犯罪被害者等の視点に立ち、途切れなく実施できる体制の整備を推進する。

(1)広報・啓発の推進
① 「命の大切さを学ぶ教室」(犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養を目的に中高生を対象に実施)等の犯罪被害者等による講演会の開催をはじめ、教育活動や各種広報、啓発活動を通じ犯罪被害者等が置かれている状況に対する県民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支援していく機運を醸成。
(2)相談窓口の設置と周知
① 犯罪被害者等からの相談については、総合的窓口としての「島根県犯罪被害者等支援総合窓口」「性犯罪 110 番」(性犯罪被害者相談電話(全国統一)♯ 8103(ハートさん))、「ストーカー相談電話」、「ヤングテレホン」、「暴力団相談電話」、「性暴力被害者支援センター　たんぽぽ」など各種相談窓口の周知と利用を促進。また、迅速・的確な相談対応を行うことにより犯罪被害者等への支援に努める。
(3)支援体制の整備
（ア）犯罪被害者等への支援活動の推進
① 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者等給付金の支給や遺体搬送費等の公費負担、県営住宅への優先入居などの支援を実施。
② 精神的負担については、カウンセリングの実施、貸出用携帯電話の整備等により軽減を図る。

③ なお、これらの施策の推進にあたっては、犯罪被害者等に最初に接することとなる警察職員が、捜査の過程において、犯罪被害者等に二次的被害を与えることのないように努めるほか、犯罪被害者等の心情を理解するため、警察職員や市町村担当者等に対する研修会や講演会等を開催。

（イ）関係機関・団体との連携強化

① 公益社団法人島根被害者サポートセンターと連携し、電話・面接相談や法廷、病院、警察等への付き添い等の支援活動を推進。

② 同じような経験を持つ犯罪被害者等で構成する自助グループの支援活動は、きめ細かで迅速な対応を可能にするもので、途切れのない支援を行う上で欠くことのできない存在であり、こうした自助グループへの支援に努める。

③ 県の機関、市町村、司法機関、民間団体等により組織している「島根県被害者支援連絡協議会」や県内全域で結成されている地域単位の「被害者支援地域ネットワーク」との連携を図り、犯罪被害者等の視点に立った支援を実施。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1)広報、啓発の推進

① 被害者支援講演会、「命の大切さを学ぶ教室」(H29/15 回)、 島根県立図書館での犯罪被害者等支援に関するパネル等の展示、「しまね人権フェスティバル」などのイベントでのパネル展示、「犯罪被害者週間」(11 月 25 日～12 月 1 日)の街頭啓発活動

(2)相談窓口の設置と周知

① 広報誌を活用した周知、各市町村の相談窓口の担当者の研修を通じて周知。

② 2015(平成 27)年性犯罪被害者のワンストップ支援センター「たんぽぽ」を創設

(3) 支援体制の整備

（ア）犯罪被害者等への支援活動の推進

① 犯罪被害者等給付金の支給、県営住宅への優先入居などの経済的支援及びカウンセリングなどの精神的支援を実施

② 警察職員や市町村職員等を対象に犯罪被害者の心情の理解を目的とした研修会、講演会を開催。

（イ）関係機関・団体との連携強化

① 公益社団法人 島根被害者サポートセンターと連携し各種支援活動を実施。

② 「島根県被害者支援連絡協議会」、「被害者支援地域ネットワーク」との連携を図り、犯罪被害者等の視点に立った支援を実施。

③ 市町村犯罪被害者等支援施策担当者に対する情報共有等を目的とした研修会の開催。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

問２２　犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと考えるか。

・マスメディアによる行き過ぎた取材で平穏な生活やプライバシーが侵害されること（69.8%）
・周囲の無責任なうわさ話による二次的被害があること（62.3%）
・被害者の写真や経歴などの情報がインターネット等で拡散すること(47.8%)
・被害者の経済的・心理的悩みについて、地域や職場・学校等での理解が得られないこと(29.4%)

上述の調査結果から、二次的な被害が被害者とその家族を苦しめていることが伺える。また、県民の人権課題としての関心が低い（「問７　どんな人権課題に関心を持っているか」の問いに犯罪者被害者等に関心があると回答したのは 16.5%）ことからも犯罪被害者のおかれた状況に対する県民の理解を深め、二次的な被害を防止する支援体制の整備が必要。

人 権 課 題	９　刑を終えて出所した人等

１．現状と課題

(1)刑を終えて出所した人が、社会の一員として立ち直ろうとする意欲がある場合であっても、社会に根強い偏見や差別意識があり、更生を妨げ人権の侵害につながる場合がある。また、その家族の人権が侵害されることもある。
(2)このため、刑を終えて出所した人については、その被害者の立場にも配慮しながら、再び同じ地域社会の一員として円滑な社会復帰の促進を図ることが必要。
(3)2007(平成 19)年に「更生保護法」が制定され、保護観察における遵守事項の整理・充実や受刑者等の社会復帰のための生活環境の調整等が図られた。
(4)2008(平成 20)年「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」を国が策定。再犯防止対策の一環として刑務所出所者等の社会復帰の推進を図ることとした。
(5) 2016(平成 28)年「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定。再犯の防止等の観点から受刑者等の社会復帰のための施策を国、地方公共団体が進めることが定められた。
(6)県では、国の動きを受け、2009(平成 21)年「犯罪に強い社会の実現のための島根県民会議」を設置して「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」を策定。再犯防止対策の一つに社会復帰の推進を位置付け、矯正施設、保護観察所をはじめ、民間の篤志家である保護司や協力事業主などと協力して社会復帰に向けた支援体制を推進。
(7)また、2010(平成 22)年に島根県地域生活定着支援センターを設置(運営は島根県社会福祉協議会)し、高齢であり、又は障がいを有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる方に対して、保護観察所等と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を実施。
(8)刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを推進することが必要。

２．施策の基本的方向性

刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努めるとともに、就労、住宅の確保などの社会復帰に向けた支援を推進する。

(1)刑を終えて出所した人等に対する理解、啓発の推進
① 刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努める。

(2)関係機関等との連携による社会復帰に向けた支援体制の推進
① 関係機関、関係団体等と連携し、社会復帰に向け、就労、住宅の確保などの支援体制を推進。高齢であり、又は障がいを有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者については、島根県地域生活定着支援センターを通じて各種支援に努める。
② 子ども・若者支援センターと連携し、非行を犯した少年の立ち直り支援の一環として就労・学習支援や社会体験活動等の各種支援に努める。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1)刑を終えて出所した人等に対する理解、啓発の推進

① 図書等の啓発資料の整備及び提供

(2)関係機関等との連携による社会復帰に向けた支援体制の推進

① 関係機関、関係団体等と連携し、社会復帰に向け、就労、住宅の確保などの支援体制の推進に努めた。高齢であり、又は障がいを有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者については、島根県地域生活定着支援センターを通じて各種支援を実施。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

問２３　刑を終えて出所した人の人権について特にどのようなことが問題だと考えるか。

・出所した人に対する偏見があること（65.1%）
・就職・職場で不当な取り扱いを受けること（36.8%）
・結婚の際に周囲に反対されること(24.4%)
・嫌がらせや差別的な言動をされること(23.3%)
・アパート等の入居を拒否されること(18.4%)

上述の調査結果から、刑を終えて出所した人に対する偏見、差別があること、就職、住居の確保等に関し支障があることが伺える。これらのことから、社会復帰のための支援を矯正施設、保護観察所、保護司や協力事業主などと協力して推進する必要がある。また、県民に対する偏見、差別の解消に向け啓発の推進が必要。

人 権 課 題	１０　インターネットによる人権侵害

１．現状と課題

(1) 国は、ネット社会における匿名性を悪用した深刻な人権侵害問題が全国的に多発した状況を踏まえ、インターネットでの情報の流通によって人権侵害が発生した場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を制定し、2002（平成 14）年に施行。
(2) また関係団体等で構成される協議会等が、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」や「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」などを作成し、情報の削除要請があった場合のプロバイダ等のとるべき行動基準や削除対象となる違法・有害情報を定めた。
(3) しかしながら、ネット上には依然として多くの差別情報が氾濫しており、差別意識や偏見を助長するものなっている。
(4) 県としても、インターネットの特性を悪用した人権侵害問題について、早急に対応すべき重要課題であるという認識に立ち、発生防止・早期発見・拡大防止のための取組をさらに進めていく必要がある。

２．施策の基本的方向性

インターネットの特性を悪用した人権侵害問題について、発生防止・早期発見・拡大防止のための取組をさらに進めていく。

① プロバイダ責任制限法については、国に対し法律の改正等実効性のある制度の確立を引き続き要望。
② 定期的にモニタリングを実施したり、法務局や市町村、関係機関等との連携を深めることにより、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、「プロバイダ責任制限法」の趣旨を踏まえた迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に引き続き努める。
③ 県民一人ひとりが、情報化社会がもたらす影響について、人権擁護の視点に立った正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解を深められるよう引き続き啓発を推進する。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

・平成 28 年 2 月、松江地方法務局人権擁護課長に対し、インターネット上にある人権侵害情報の削除要請を行った。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

問２４　インターネットによる人権侵害が起こっている原因

・人権侵害につながる様々な情報に対する監視体制が不十分(43.8%)
・人権侵害に対し取り締まりができる法律が未整備(42.4%)
・子供への情報モラル教育や保護者への啓発が不十分(41.7%)
・利用者やプロバイダー等に対して個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発・広報が不十分(40.1%)

上述の調査結果から、インターネット上の情報による人権侵害を防止するための法律・制度などのより一層の充実が必要。また、子どもへの教育や保護者・事業屋に対する啓発の推進が必要。

人 権 課 題	１１　性的少数者の人権

１．現状と課題

(1)性的指向(人の恋愛・性愛の対象が誰に向いているか示す概念)や性自認(自分の性別をどのように認識しているかを示す概念)に関わるLGBT等の性的少数者は、性の区分や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解が不足しているため、差別や偏見の眼差しで見られることが多く、いじめや差別の対象になったり、就職や賃貸住宅への入居等の際に困難を強いられるなど、さまざまな問題に直面している。ある民間の調査によると日本人に占める性的少数者等の割合は7.6%(約13人に１人)と報告されている。

(2)国連は、2008(平成20)年に性的指向や性自認に基づいた人権侵害なくすことを求め、全ての人への人権の促進と保護を訴える声明を発表。日本政府もこの声明に賛同。

(3)2016(平成28)年6月国連人権理事会は、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティーの基づく暴力と差別に対する保護」に関する決議を採択し、世界のあらゆる地域における性的指向等の故に個人に対して侵された暴力行為と差別を強く憂慮し、性的指向等に基づく暴力と差別からの保護に関する専門家を３年の期間任命することを定めた。

(4)近年、欧米諸国では同性婚や同性カップルに結婚とほぼ同等の権利を認める動きも出てきている。

(5)わが国では、2004(平成16)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され一定の基準を満たせば、戸籍上の性別の取り扱いの変更について、家庭裁判所での審判を受けることができるようになった。

(6)さらに、国内の一部の自治体においては、同性パートナーシップを認めるなど、同性愛者の権利を保障する新たな動きも見られる。

(7)2015(平成27)年文部科学省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県に通知、さらに翌年には通知に基づく対応の在り方についてまとめた「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」の手引きを示し、きめ細かな対応を行うよう求めている。

(8)県では、性的少数者等の問題に対する周囲の理解の不足が差別や偏見の要因の一つと考えられることから、県民に対し啓発資料の配布、講演会等を実施し普及啓発を推進してきた。

(9)また、教育現場においても、多様な性に対する教職員の理解を深め人権教育を推進するとともに、国の通知等に基づき児童生徒に対して適切な対応を行える体制の整備に取り組んでいる。

※1)LGBT

L：女性の同性愛者（Ｌesbian：レズビアン）

G：男性の同性愛者（Ｇay：ゲイ）

B：両性愛者（Ｂisexual：バイセクシャル）

T：心の性と身体の性が一致しないため、身体の違和感をもったり、心の性と一致する性別で行きたいと望む人人（Ｔransgender：トランスジェンダー）

それぞれの頭文字から取った性的少数者を表す言葉の一つ。

2)性同一性障害者

トランスジェンダーの中で医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名

２．施策の基本的方向性

性的少数者等に対する差別や偏見が当事者を苦しめており、周囲の一人ひとりが性的少数者等について正しい理解や認識を深めるとともに、相談体制の充実、特に学校における児童生徒に対するきめ細やかな対応の推進に取り組む。

(1)県民に対する取り組み

地域社会や職場において、性的少数者等の存在を正しく認識し、性に対する多様なあり方への理解

を深めるために、民間団体等とも連携して、各種講演会や犬種等の開催、啓発資料の配布等を通じて、広く県民の教育啓発や相談対応の充実を図っていく。

(2)学校における取組

性的少数者等について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促すとともに、多様な性について理解を深める人権教育を推進する。また、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整え、組織的な支援に取り組む。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

性同一性障害や性的指向を含む性的少数者の人権一般について、この問題の解決に取り組む民間の団体とも連携・協力して、正しい理解の促進と差別や偏見の解消に向けた啓発・研修を実施

① 講演会や広報誌などによる啓発

② 県職員・市町村職員等を中心として研修等を毎年実施

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

問２５　性的少数者の人権について特にどのようなことが問題だと考えるか。

・性的少数者の問題に対する理解が足りないこと（51.7%）
・差別的な言動をされること（38.5%）
・じろじろ見られたり、避けられたりすること(31.5%)
・就職や職場で不当な扱いを受けること(20.7%)

上述の調査結果から、性的少数者の問題に対する理解の不足が偏見の要因の一つと考えられることから、県民に対する普及啓発の推進が必要。

人 権 課 題	１２　様々な人権課題　　（１）プライバシーの保護

１．現状と課題

(1)プライバシーの保護は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題。
(2)県においては 2002（平成 14）年に「島根県個人情報保護条例」を、国においては 2005（平成 17）年に「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を全面施行。官民を通じて、個人情報保護制度が整備。
(3)情報化の進展により、コンピューターウイルスや不正アクセスによる個人情報の流出、インターネット上への個人情報の掲載など悪質な事件が頻発。
(4)2013(平成 25)年の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」）の制定により、国民ひとり一人に個別のナンバーが振り分けられるなど、個人情報の取り扱いに一層の厳格化が求められる。

２．施策の基本的方向性

法令等に基づき、個人の権利利益の保護を図る。

(1)個人情報の適正な取り扱いの推進
① 個人情報保護法、マイナンバー法、島根県個人情報保護条例などの法令に基づき、個人情報の取扱の適正化を推進。
(2)個人情報の取り扱いに関する普及、啓発の推進
① 個人情報保護の重要性、情報の収集、発信における責任やモラルに関する普及啓発の促進。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1)啓発ビデオ、図書等の啓発資料の整備及び提供。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

人 権 課 題	１２　様々な人権課題（２）「ひのえうま」などの迷信

１．現状と課題

(1)同和対策審議会の答申は、昔ながらの迷信、非合理的な偏見などが同和問題を存続させ、部落差別を支える根拠の一つである旨指摘。
(2)県でも、迷信や非合理な偏見は差別を生む要因のひとつであると考えている。人々が根拠のない迷信を信じ、自分の自由な意思によらず、安易に「世間」に同調して行動することは、事実無根の風評や誤った考え方などを安易に受け入れ、それを理由として差別や人権侵害が行われることを懸念。
(3) 研修等様々な機会を通じて、科学的根拠のない迷信に同調し偏見や差別を助長することがないよう啓発を実施することが必要。

２．施策の基本的方向性

研修等様々な機会を通じて、科学的根拠のない迷信に同調し偏見や差別を助長することがないよう啓発を行う。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1) 研修の実施、啓発ビデオ、図書等の啓発資料の整備及び提供

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

人 権 課 題	１２　様々な人権課題　　（３）アイヌの人々

１．現状と課題

(1)アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式、祭事、多くの口承文化（ユーカラ）等独自の豊かな文化を持っているが、近世以降の同化政策等によりその文化の十分な保存・伝承が図られていない。
(2)アイヌの人々の歴史や文化への無関心、誤った認識から就職や結婚等において依然として偏見や差別が存在。
(3)国は2007(平成19)年に国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が決議され、2008(平成20)年には、アイヌ民族を先住民と認め、地位向上などの総合的施策を政府に求めるため、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択。これらを受けてアイヌ政策を更に推進するため「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を開催し、2009(平成21)年に報告書が取りまとめられる。
(4)2010(平成22)年1月以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」を開催。同会議の承認を得て、2014(平成26)年6月に「アイヌ文化の復興等を推進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定。
(5)法律や決議の趣旨に従い、アイヌの人々に対する理解と認識を深め、偏見や差別の解消を図ることが必要。

２．施策の基本的方向性

アイヌの人々に対する理解と認識を深め、偏見や差別の解消を図るために啓発に努める。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1)啓発ビデオ、図書等の啓発資料の整備及び提供。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

人 権 課 題	１２　様々な人権課題　（４）北朝鮮当局によって拉致された被害者等

１．現状と課題

(1)現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として 17 名を認定。北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者 883 名(平成 29 年 4 月現在) に関し情報収集や捜索・調査を継続。
(2)2006(平成 18)年「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行。国の責務、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12 月 10 日～16 日)のほか、地方公共団体の責務として拉致問題等に関する世論の啓発に努めることが定められた。
(3)県では、この法律の趣旨を踏まえ、国や市町村と連携を図りつつ拉致問題等の啓発を実施
(4)拉致被害者やその家族が高齢となる中、拉致被害者全員の帰国は実現しておらず、一刻の猶予も許されない状況。内閣府が 2017(平成 29)年に実施した外交世論調査でも北朝鮮への関心事項として日本人拉致問題を挙げた人の割合が、平成 14 年以降初めて 8 割を下回るなど拉致問題等に関する国民の関心の希薄化を懸念。

２．施策の基本的方向性

法律の趣旨を踏まえ、国や市町村と連携を図り拉致問題等の県民への広報、啓発に取り組む。
(1)広報啓発活動の推進
北朝鮮人権侵害問題啓発週間におけるパネル展、ポスター掲示、ブルーリボンの着用(北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示のためにブルーリボンを着用)などの広報、啓発活動に取り組む。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1)広報啓発活動の推進
北朝鮮人権侵害問題啓発週間におけるパネル展、ポスター掲示、ブルーリボンの着用などの広報啓発活動を実施。
(2)政府への要望
「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」に加盟。国に対する早期救出の要望活動を実施。
(3)拉致被害者に対する支援等
拉致被害者帰国時の支援を円滑に進めるため、「島根県拉致被害者等支援対策会議設置要綱(案)」「拉致被害者帰国に係る初動対応業務(案)」などを作成。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

人 権 課 題	１２　様々な人権課題　（５）ホームレスの人権

１．現状と課題

(1)ホームレスとなっている人々の理由として、失業や疾病による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、年齢層も中高年だけでなく、若年層や女性にも広がってきていると言われている。
(2)2002(平成 14)年にホームレスの人々の生活を支援するため、生活保護法の適用などの施策目標を定めた「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下「ホームレス特措法」)を 10 年間の限時法として制定。その後、2012(平成 24)年に 5 年間、2017(平成 29)年に 10 年間延長。
(3) 2015(平成 27)年生活困窮者自立支援法が施行され、ホームレス対策として、一時生活支援事業(衣食住の提供)、自立相談支援事業(生活習慣の改善、就労支援など)などの活用が可能。
(4)ホームレスの実態に関する全国調査では、2017(平成 29)年 1 月現在、ホームレス数は全国で 5,534 人。県内では確認されていない。
(5)これまで生活保護制度等により支援を実施。今後も、各福祉事務所等において必要な個別支援、相談対応等が適切に実施され社会復帰ができるよう支援していくことが必要。
(6)併せて、ホームレスに対する偏見や差別意識解消の啓発に努めることが必要。

２．施策の基本的方向性

ホームレスの社会復帰を支援し、偏見や差別意識の解消に努める。
(1)啓発活動の推進
　ホームレスの人権に関する各種啓発資料の整備、提供
(2)個別支援、相談対応の推進
　各福祉事務所等において、生活保護法、生活困窮者支援法等の関連法令に基づき、必要な個別支援、相談対応等が適切に実施されるよう支援。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1)啓発活動の推進
　ホームレスの人権に関する各種啓発資料の整備、提供
(2) 個別支援、相談対応の推進
　各福祉事務所等において、生活保護法、生活困窮者支援法等の関連法令に基づき、必要な個別支援、相談対応等が適切に実施されるよう支援

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

人 権 課 題	１２　様々な人権課題　（６）人身取引事件の適切な対応

１．現状と課題

(1)性的搾取，強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は，重大な犯罪であり，基本的人権を侵害する深刻な問題。
(2)2004(平成 16)年内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」を策定。
(3)2005(平成 17)年人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため刑法等の一部が改正され施行。
(4) 2014(平成 26)年国が策定した「人身取引対策行動計画２０１４」では，２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた「世界一安全な国，日本」を創り上げることの一環として，包括的な人身取引対策に取り組み，人身取引の根絶を目指すことを明記。
(5)県内においても、「外国人問題対策連絡協議会」「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」などの会議を通じ、入国管理局及び労働局など関係機関との情報交換を行い、被害の防止、被害者からの相談、保護が求めやすい環境づくりに努めた。
(6)併せて、講演会、講習会等において人身取引防止のための広報、啓発に努めた。

２．施策の基本的方向性

人身取引は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題である。県民への啓発に努めるとともに、関係機関と連携を強化し、被害の防止、被害者からの相談や保護が求めやすい環境づくりに努める。
(1)広報、啓発の推進
講演会、講習会等において人身取引防止のための広報、啓発に努める。
(2)関係機関との連携の強化
「外国人問題対策連絡協議会」等を通じ、入国管理局、労働局など関連機関との情報交換を行うとともに、被害の防止、被害者からの相談、保護が求めやすい環境づくりに努める。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1)広報、啓発の推進
講演会、講習会等において人身取引防止のための広報、啓発を実施。ポスター、リーフレットの配布。
(2)関係機関との連携の強化
「外国人問題対策連絡協議会」等を通じ、入国管理局、労働局など関連機関との情報交換を行い、被害の防止、被害者からの相談、保護が求めやすい環境づくりに努めた。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

人 権 課 題	１２　様々な人権課題（７）日本に帰国した中国残留邦人とその家族

１．現状と課題

(1) 中国残留邦人は、昭和 20 年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から、終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた人々。
(2) 帰国までに長期間を要したことから、多くの人が、言葉、生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面。
(3) このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族については、その正しい認識と理解を進めるとともに、地域社会における早期自立、生活の安定を図るため経済的給付を行う支援給付制度等の支援策を実施。

２．施策の基本的方向性

支援給付制度の実施主体である市町村と連携し、支援給付制度などの支援策が適切に実施し、地域社会における早期自立の促進及び生活の安定が図られるように努める。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1) 支援給付制度等の支援策を実施し自立及び生活の安定を図った。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点

人 権 課 題	１２　様々な人権課題（８）災害時の配慮

１．現状と課題

(1) 2011(平成 23)年 3 月に発生した東日本大震災では、避難所においてプライバシーが守られないことのほかに、高齢者、障害のある人、子ども、女性、外国人等の災害時要配慮者に対する十分な配慮がないことが問題化。
(2) 放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生。災害時においては、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを行うことが必要。
(3) 県では、2016(平成 28)年 3 月策定の「島根県国土強靭化計画」、2017(平成 29)年 10 月策定の「島根県地域防災計画」において、災害時要配慮者に対しての相談体制、情報発信体制の整備などを明記し、各支援施策を推進。
(4) 災害時に迅速、的確な行動がとりにくく被害を受けやすい要配慮者は、本県の高齢化、国際化の進展に伴い、今後、増加することが予想され災害時要配慮者の視点立った施策を推進することが必要。

２．施策の基本的方向性

災害時要配慮者の視点に立った施策を推進し、災害時にも全ての県民の人権が尊重される社会をめざす。

(1) 要配慮者の支援体制の推進
① 市町村の作成する避難行動要支援者名簿、避難支援等の個別計画の作成に必要な情報提供等の支援を行う
とともに、大規模災害時において要配慮者の避難等を広域的に支援するため関係機関、団体等との協力体制を構築。
② 社会福祉施設、病院等における施設入所者の生活維持に必要な医薬品、食料、介護用品等の備蓄、避難誘導体制等の確立などを推進。
③ 聴覚障がい者への災害情報伝達のための文字情報受診システムの普及、自動消火器の設置など防災設備等の充実を推進。
④ 外国人に対しては、災害時における「やさしい日本語」や多言語での情報提供、災害時サポーターの育成、活用等を推進
(2) 広報、啓発の推進
① 要配慮者が円滑に避難できるよう、広報誌の配布、講習会の開催、防災訓練等を通じて要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及、啓発に取り組む。

３．基本方針第１次改定（平成２０年１０月）以降の主な取組と成果

(1)「島根県国土強靭化計画」「島根県地域防災計画」等に上記「２．施策の基本的方向性」の趣旨を示し、災害時要配慮者の視点に立った施策を推進。

４．平成２８年度島根県人権問題県民意識調査の活用の視点